

（仮称）中野区自殺対策計画の策定の考え方について

1 本計画の目的

平成18年の自殺対策基本法の制定後、自殺対策は一定の成果を上げてきたが、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率、平成27年18.5）は、主要7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超えている。

こうしたなか、平成28年4月に改正された自殺対策基本法第13条の規定により、全ての都道府県及び市町村は「自殺対策計画」を定めることが義務付けられた。区市町村の計画は都道府県の計画を踏まえて策定することとされており、東京都の計画は平成30年6月に公表予定である。

区はこれまでも様々な自殺対策の施策に取り組んできたが、さらに自殺対策を全区的な取組とするため、（仮称）中野区自殺対策審議会を設置し、（仮称）中野区自殺対策計画を策定して、施策を総合的に推進する。

2 計画の構成

（1）現状分析及び評価検証

計画の策定に当たり、中野区の自殺の現状を国から提供された自殺関係のデータ等を活用し分析を行うとともに、これまでの取組の評価、区における自殺対策の施策について評価検証を行う。

（2）区として取り組む重点施策

自殺対策を支える人材の育成や区民への啓発と周知などの基本施策に加え、区として重点的に取り組む施策を決定する。

（3）目標とする指標の設定

区の特徴を踏まえた重点施策と基本施策を推進する事業の指標等を設定し、検証可能な計画とする。

（4）推進体制の確保

関係者間で自殺対策に関する認識を共有するとともに、地域ネットワークの構築など横断的な自殺対策の推進体制を整える。

3 計画期間

平成31年度から5年間

4 （仮称）中野区自殺対策審議会の設置

（1）設置目的

（仮称）中野区自殺対策計画に関すること及び区における自殺対策を総合的、かつ、効

率的に推進するために必要な事項を検討・審議するため、区長の附属機関として（仮称）中野区自殺対策審議会を設置する。

（2）審議内容

- ①区の自殺対策計画に関する事
- ②区及び関係機関における連携方法に関する事
- ③その他、区長が必要と認める事項に関する事

（3）委員

学識経験者、保健医療・社会福祉関係者等20名以内で構成する。

5 今後のスケジュール

平成30年7月	第2回定例会に「（仮称）中野区自殺対策審議会条例（案）」提案
9月	（仮称）中野区自殺対策審議会開催
平成31年1月	計画素案の策定
2月	意見交換会
3月	計画案の策定
4月	パブリック・コメント手続の実施
6月	計画策定、区民への公表